

会 議 録

名 称	令和2年度第1回目黒区男女平等・共同参画審議会		
日 時	令和2年10月2日（金） 午後6時30分～午後8時20分		
会 場	目黒区総合庁舎本館地下1階 第15・16会議室		
出席者	（委員）岩田、神尾、小出、小林、田中、片渕、金子、久保、郡、田嶋、石尾、菅原、田島、渡辺 （区側）区長、総務部長、人権政策課長、事務局		
傍聴者	なし		
配布資料	○審議資料 ・目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿（令和2年6月1日現在） 資料1 ・目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例 資料2 ・目黒区男女平等・共同参画審議会運営要綱 資料3 ・令和2年度 目黒区男女平等・共同参画審議会 予定表（案） 資料4 ・事業実績調査結果資料 資料5 ○参考資料 ・目黒区男女平等・共同参画センター事業記録（令和元年度版） ・目黒区男女平等・共同参画オンブーズ年次報告（令和元年度） ・であいきらり第71号		
会議次第	1 開会 2 区長挨拶 3 出席者紹介及び役員選出 4 審議会運営について 5 情報連絡会（審議会・オンブーズ・区の情報交換） 6 その他 7 閉会		
会議の結果及び主要な発言	1 開会 人権政策課長が司会・進行 定足数、傍聴者の確認 2 区長挨拶 3 出席者紹介及び役員選出 （1）区出席者紹介 人権政策課長が区出席者を紹介。 （2）委員自己紹介 各委員が順番に自己紹介。 （3）会長選出 互選により神尾委員を会長に選出。 （4）副会長選出		

互選により小出委員を副会長に選出。

4 審議会運営について

(1) 所掌事項等について

審議会の所掌事項等について、条例及び要綱を基に人権政策課長が説明。

(2) 今年度の進め方及び予定について

人権政策課長が以下の内容を説明。

- ・令和元年度事業実績調査結果を取りまとめ、推進計画及び施策の進捗状況に関する報告資料として審議会に提出すること。
- ・事業実績報告に基づき、区がより一層注力して取り組むべき事業やその理由等について審議会に意見を求めること。
- ・予定表（案）により、事業実績報告に対する審議会の意見を取りまとめていただくスケジュールを提案。

(3) 小委員会の設置及び小委員会委員の指名

会長が小委員会の設置と、小委員会で意見書案を作成した後、本審議会でも検討すること、小委員会に係る以下の項目について併せて提案。

小委員会の名称：年次報告検討小委員会

付託事項：男女平等・共同参画推進計画に係る施策に対する審議会意見の
原案作成

付託期間：令和2年10月2日から令和3年3月31日まで

また、年次報告検討小委員会の委員は、会長が神尾・小出・久保・菅原の4委員を指名した。

(委員) 今回は区長からの諮問はないということだが、審議会に意見を求めるのであれば、その内容の諮問をすればよく、諮問がない場合は、審議会として自由に活動できることになり、今年度に何をするかは、会長の専権事項ではなく審議会に諮って決めることになるため、違和感がある。

(委員) 事務局には、今年度は区民意識調査を実施できなかったことにより、例年の事業評価とは異なる扱いになるため、諮問・答申ではなく、意見書の提出を求めるという形式になったのではないかと。

(区側) 意見の取扱いとしては、条例に規定されている審議会の所掌事項に基づく意見として、例年の答申と同じく、いただいた意見書の内容を関係所管に情報提供し、それを踏まえて来年度の事業実施につなげていきたいと考えている。

(委員) 所掌事項には、「意見を述べることができる」と規定されており、義務ではないため、述べるかどうかを含めて審議会が判断することになる。意見を述べるにしても、提出された報告資料を基に審議会が自発的に意見を述べる形になり、かつ、審議会として意見を述べると決議してからになるため、やはり違和感がある。

(区側) 今年度は区民意識調査の実施を見送ったため、例年どおりの事業評価とは少し異なる取扱いにするという趣旨で、諮問・答申とは異なる形式でご意見をいただく方法を検討した結果、このような提案に至ったものである。必要であれば諮問・答申という形式にすることも可能ではある

が、審議会の所掌事項に基づき、積極적으로ご意見をいただくということではいかがだろうか。

(委員) どのような意見書を提出したらよいかについて方向性を考えるためにも、意見書の位置付けのようなことが書かれたものがあるとよい。

(区側) それでは、諮問にするか依頼にするかという形式は検討させていただくとして、何かしらの文書で審議会に依頼するということがよいだろうか。事務局で早急に対応したい。

5 情報連絡会（審議会・オンブーズ・区の情報交換）

(1) オンブーズ自己紹介

(2) 令和元年度 男女平等・共同参画の推進に関する年次報告（審議会から）
会長が自身で作成した資料を基に、昨年度は区の諮問を受けて条例改正、事業評価、計画改定についての計三つの答申を行ったことを説明。

(3) 令和元年度 男女平等・共同参画オンブーズ年次報告（オンブーズから）
オンブーズが年次報告資料を基に、令和元年度の取組内容やオンブーズ制度について、また、課題である認知率の低さや取扱内容がわかりにくい点などを紹介。

(4) 令和元年度の男女平等・共同参画関連施策の取組状況等（人権政策課から）

人権政策課長が以下の内容を説明。

- ・ 区の諮問に対し、審議会から条例改正、事業評価、計画改定についての計三つの答申を得たこと。
- ・ 性の多様性尊重の理念を盛り込むための条例改正に取り組み、今年3月に条例が改正されたこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により計画改定を1年延期したこと。
- ・ 男女平等・共同参画センター事業記録により、人権政策課として取り組んだ事業内容を説明。

(5) 意見交換

(委員) 今回初めて参加して、目黒区にオンブーズのような制度があることを初めて知った。認知度が低いということだが、SNS等を活用して受け付けた方がアクセスしやすいと思うが、そのような計画はあるか。

(区側) 今後、様々な方法を検討していきたい。

(委員) オンブーズという名称はやはりそのように言わなければならないのだろうか。

(オンブーズ) 語源は北欧から来ており、独立した専門的な機関に活躍してほしいという思いにより設置されたものである。なじみやすい略称のようなものと併せて広められたらよいのではないかと思う。川崎市にもオンブーズパーソンという機関がある。

(委員) 昨年も同様の話題が出た際に、苦情処理担当であることを前面に出した方がよいのではないかという話をした。名称の変更は条例改正が必要になるため、副タイトルのような形でそのようにした方がわかりやすいのではないか。

(区側) ご指摘のとおり、オンブーズの名称そのものを変える場合は条例改正が必要になるが、できないことではなく、必要があれば取り組むことは可能である。しかし、私は当時の担当者ではないが、この条例が制定されたときのことを知っており、様々な人の思いがある中で名称についても検討を重ねた結果、設けられたものであると認識している。副題を付けることも含めて、できることを検討していきたい。

(委員) 元々オンブーズは、行政全般を監視するような機関としてできたものであり、対象を男女平等のような一定の施策に限定すること自体が本来のあり方とは異なっている。

オンブーズへのアクセスについて、法律相談等を利用した人に対し、案件の内容によりオンブーズを紹介するようなことが主なきっかけになっており、直接オンブーズにアクセスするようなケースが少ないとすれば、一次アクセスの部分でオンブーズがあまり周知されていない可能性がある。あるいは、相談窓口からオンブーズよりもポピュラーな相談機関等を紹介されているような状況があるのではないか。

(オンブーズ) オンブーズへの申出には、区の施策に対する申出と私人間の問題についての申出の2種類ある。区の施策に対しての申出がオンブーズの本来の役割かもしれないが、それだけでは対象範囲が狭いため、私人間の問題についても申出の範囲に含まれている。区のあらゆる窓口からアクセスできるが、以前には、区の施策に対する申出について直接オンブーズに申出があったこともある。他にも、待機児童問題についての取組や子ども食堂を推進してほしいというような要請もあった。このうち1件は区長に意見表明を行った。当時はこのような流れが続けば区民への浸透も進むと思ったが、その後は案件が続かなかった。

(オンブーズ) DV等に関連して、オンブーズが誰かの代理人になって相手方に働きかけるというのは行いにくく、裁判所の保護命令の申立に、所定の相談窓口での相談が要件とされているため、その相談窓口ではないオンブーズでは使い勝手が悪い面がある。待機児童問題など、活用できる場面もあるため、できる限り浸透していくよう今後も取り組んでいきたい。

(委員) 区の施策を区民に伝える方法について、新しい取組をするような流れはあるだろうか。

(区側) ツールとしては、区も色々なものを使用しており、SNSも活用している。活用の仕方としてはまだまだ遅れているかもしれないが、使えるものは使っていくという意識は持っている。新しいものにすぐに飛び付くというよりは、少し慎重にはなるが、取り組んでいる。また、マイナンバーカードを使った情報提供の仕方もあるが、こちらはまだまだ進んでいないようである。民間に比べて遅れている点をご指摘のとおりかもしれないが、取り組んでいく気持ちはある。

(委員) 区のホームページは自分の探したい内容を探しにくい。先日、外国語のページを見てみたが、タイトルがずらりと並んでおり、更に探しにく

	<p>いと感じた。シンプルにたどり着けるような構成になっているとよい。</p> <p>(区側) 外国語対応は難しさも伴うが、ご意見として受け止めたい。</p> <p>(区側) 先程、待機児童の話が出たが、目黒区は今年4月1日時点の待機児童ゼロを達成したことをお伝えしたい。</p> <p>(委員) 以前に男女平等・共同参画センターの移転等についての話が出たことがあるが、状況は変わりないだろうか。</p> <p>(区側) 現在、区民センターの建替えについて区の内部で所管課を設けて検討している。基本的には、区民センターを複合的な施設にし、貸館機能を集約することなどにより有効活用していく方向性になっている。その中で男女平等・共同参画センターの機能も複合してよりよいものにしたらよいという検討もしているようである。区民センターについては、今後も区民の方のご意見を伺いながら進めていくことになっている。</p> <p>(委員) この件は、審議会の議題として出していただいてもよいかもしれない。</p> <p>(委員) 人権政策課の今年の予定について、達成するものとして一番大きなものは何か。</p> <p>(区側) 条例改正を行ったため、性の多様性尊重に向けた理解促進や意識啓発に注力するのが今年度の大きな取組である。条例改正記念講演会などを予定していたが、新型コロナウイルスの影響で中止したため、まずは職員の意識を高めるための取組が大きな柱である。</p> <p>(委員) そのために何をする予定なのか。</p> <p>(区側) 職員向けの研修を実施する予定である。</p> <p>(委員) 他には何かあるか。待機児童がゼロになったことは一つの成果だと思うが、そのようなことで達成できるようなことはないか。</p> <p>(区側) ワーク・ライフ・バランスの観点からは、社会保険労務士の先生にご協力をいただき、テレワークをテーマに特別相談会を開催する予定である。待機児童のようなわかりやすく達成を示せるようなものではないが、できることを工夫しながら取り組んでいる状況である。</p> <p>(区側) 推進計画で掲げている内容は多岐に渡っており、人権政策課で取り組むもの以外についても含まれている。この計画は区のそれぞれの組織が計画に掲げる内容を真摯に取り組んでいくというものであり、こちらで何が達成できるか即答できない部分がある。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスについては、人事課において例えば超過勤務を制限することや、時差出勤制度の導入を通じて目標に向かって取り組んでいる。</p> <p>区の女性管理職員の割合についても着実に取り組んでおり、審議会の目標値に近付いてきている。</p> <p>(委員) どの企業も女性活躍推進や管理職員を増やす取組はしており、各企業が自助努力をしている。今年はコロナ禍にあるが、区として何をするのか気になった。</p> <p>(委員) 基本的には、推進計画の各項目に目標値を掲げており、それが達成す</p>
--	--

	<p>べき目標である。どれが重点かという、見る人の立場によって自分がより関わる部分が重点になる。区の女性管理職員割合が高まれば区の施策の視点も変わるのではないかとということで目標を掲げており、区の附属機関等の女性委員割合については、50%という目標に対し、いくつかの附属機関は女性委員がいないものもあり、女性委員がいない附属機関等をゼロにするために、この審議会でも色々と提言を行ってきている。</p> <p>そのようなことから、重点というのは一つではないが、年次報告書の答申に目標値を記載している部分や、区の推進計画で★が記載された項目が重点的な項目になっている。</p> <p>6 その他</p> <p>第2回審議会は令和3年1月下旬頃に開催予定であり、別途、事務局が日程調整を行うことを人権政策課長が説明。</p> <p>7 閉会</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>
--	--